

公益社団法人長岡市シルバー人材センター プラチナ会員運用規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人長岡市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第5条第1項第1号に規定する「正会員」を「一般会員」と「プラチナ会員」に区分し、プラチナ会員に認定し、高齢者の福祉の増進及びセンターの円滑な運営を図るために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 プラチナ会員とは、センターの正会員の中の一般会員として10年以上在籍し、加齢や健康状態等の諸事情により、定款第4条に定める事業（以下「シルバー事業」という。）による就業が困難となりながらも、多様な地域社会参加活動や互助会活動を通じて健康を維持し、生きがいの充実を希望する者とする。

(登録)

第3条 プラチナ会員として登録しようとする者は、別記様式の申出書を提出し、理事長の承認を受けなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定により承認したときは、次の理事会においてこれを報告しなければならない。
- 3 理事長は、プラチナ会員に対して「プラチナ会員証」を交付するものとする。

(会費)

第4条 プラチナ会員の会費は、センター会費規程の規定によるものとする。

ただし、年度途中でプラチナ会員となった場合は、すでに納付した会費は返納しない。また対価を伴う就業を行った場合は、その時点から一般会員として取扱い、センター会費規程に基づく会費の差額を納入するものとする。

(プラチナ会員の権利義務)

第5条 プラチナ会員は、次に掲げる権利義務を有し、センターの発展を支援し、その運営に積極的に協力するものとする。

- (1) 定時総会の出席と議決権
- (2) シルバー事業による就業以外のセンターで行う事業の参加（ボランティア活動等）
- (3) センターから要請された活動の協力
- (4) 会費の納付

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の承認を受けなければならない。

(委 任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

なお、施行以前に正会員であった会員については、その在籍年数を加算するものとする。

別記様式

申出日 年 月 日

プラチナ会員申出書

公益社団法人長岡市シルバー人材センター理事長 様

私は、プラチナ会員運用規程に則り、 年 月 日から
プラチナ会員への変更を申し出ます。

項目	記入欄
会員番号	
申出人	⑩
申出人住所	長岡市
生年月日	年 月 日 歳
代理人申出	代理人名 ()
備考	

事務局処理欄	
入会年月日	年 月 日
最近の 就業状況	
年会費 納付状況	年度分納付 済・未 納付日 年 月 日
備考	